

自家用電気工作物保安管理規程講習会

CPD 制度対象

「自家用電気工作物保安管理規程」は、電気事業法の規定を踏まえ、電気保安の確保のために遵守すべき、自家用電気工作物の自主保安体制の確立、巡視・点検・検査、設備更新、作業安全保安の記録等に関する要求事項を定めた民間規格です。

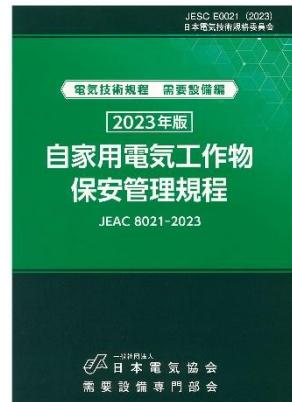
本講習会では、「自家用電気工作物保安管理規程」の重要事項や改正内容等について、専門講師が分かりやすく、かつ詳細に解説します。

＜対象者＞

自家用電気工作物の設置者、電気主任技術者、保安管理に従事者されている方

電気は現代社会に欠くことができないエネルギーです。

電気の取り扱いを誤れば、重大な危害をもたらすおそれがあるため、電気施設の保安確保は、公共の安全はもちろんのこと、社会の諸活動の円滑な遂行を保障するうえでも、極めて重要です。



【実施例】

内 容	備 考
<p>○自家用電気工作物保安管理規程</p> <ul style="list-style-type: none">・制定の背景、経緯・改正の概要・目的・適用範囲・用語	
<p>○自主保安体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none">・自家用電気工作物を設置する者の義務・技術基準の遵守・保安規程の制定・届出・遵守・電気主任技術者等の選任・届出・報告・小規模事業用電気工作物を設置する者の義務	
<p>○電気保安業務</p> <ul style="list-style-type: none">・巡視、点検および検査の基本原則・工事に係る巡視、点検および検査・維持・運用に係る巡視、点検および検査・設備更新・作業安全・保安の記録	

(注)内容の一部が変更となる可能性があります。

※詳細は約3ヵ月前を目途にホームページ等でご案内いたします。

受付中の講習会はこちら⇒ <https://www.jea-chugoku.jp/kosyu/ichiran.php>